

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った3件の公文書の部分開示決定において非開示とした部分のうち、別表3の「審査会が開示すべきと判断した部分」の欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

なお、上記決定に対する審査請求に係る諮問は、別表2の「諮問番号／諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり3件であるが、同一又は同種の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、対象となる公文書が同種のもものと認められ、内容も密接に関連することから、これら3件を併合して審査した。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、別表1の「開示請求番号(請求年月日)」欄に掲げる各日付で実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、同表の「請求内容」欄に掲げる2件の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、別表2の「公文書の件名」欄に掲げる各公文書（以下「本件各公文書」という。）をそれぞれ特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、別表2の「処分番号／決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで同表の「処分」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和3年2月13日付けで、それぞれ行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示された公文書が小生（審査請求人）の目撃申し出が正確に記載されているかを確認したいため全部開示の請求をしたい。（当該項目のその余の部分は省略）

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件各公文書について

本件各公文書は、別表2の「公文書の件名」欄に掲げる公文書であるが、〇〇警察署が依頼者から「パトカーの歩道横断方法に対する相談」及び「パトカーの歩道横断方法に関する調査依頼」を受けて、パトカーの走行状況に関する調査の内容及び結果等をまとめて警察本部長宛てに報告した報告文書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条について

(1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示することとされている。

ただし、警察職員は、職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、これらの危険を回避し、警察職員が職務に専念できる環境を確保する観点から、同号ニに規定する括弧書きで、「当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、開示をすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く」こととされ、公安委員

会規則で定める警察職員とは、警部補以下の階級にある警察官及び警察官以外の職員で係長の職以下の職にあるものであって、その氏名を開示しないことができるとしている。

(2) 第3号について

条例第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハマでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又は口に掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

(3) 第4号について

条例第11条は、実施機関は、第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報などが考えられている。

(4) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

3 本件各処分について

(1) 開示請求書の件名から判明する情報が記載されている部分について

別表3に掲げる<処分2>で非開示とした「前文1～3行目のうち1～2行目」及び<処分3>で非開示とした「前文1～2行目」、「1 歩道横断日時」欄、「2 歩道横断場所」欄、「5 ○○○の状況等」欄2行目に関する情報について、検討する。

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、これらの情報は、開示請求者が開示を求める公文書の内容として開示請求書に記載している文言と同一又は同義の情報であることが認められ、当該情報に係る公文書を特定して当該公文書の存在を認めている本件処分においては、結果的に開示請求者に当該情報を開示していることに変わりがなく、もはや当該情報を黒塗りにして非開示とする必要性が存在しないことから、別表3に掲げる部分は、開示すべきである。

(2) 非開示としている部分について（(1)以外の部分）

ア 条例第11条第2号該当性について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が条例第11条第2号該当として非開示とした部分について、「パトカーの歩道横断方法に係る

依頼者の相談、申立て等の内容」、「依頼者の住所、氏名、電話番号その他の内容」、「パトカーの歩道横断方法に係る依頼者に対する〇〇警察署の説明等の内容」、「警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影」が記載されていることを確認した。

これらの情報のうち、「パトカーの歩道横断方法に係る依頼者の相談、申立て等の内容」、「依頼者の住所、氏名、電話番号その他の内容」、「パトカーの歩道横断方法に係る依頼者に対する〇〇警察署の説明等の内容」は、当該依頼者に関する情報であり、公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることが認められることから、当該情報は、条例第11条第2号本文に該当し、かつ、同号イからニまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

また、「警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影」については、公安委員会規則に定める警察職員の氏名であることが認められることから、条例第11条第2号本文に該当し、かつ、同号イからニまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

イ 条例第11条第3号該当性について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が条例第11条第3号該当として非開示とした部分について、パトカーの走行状況を特定するために調査を実施した対象の店舗名や当該店舗の設備等に関することが記載されていることを確認した。

これらの情報は、特定の法人等に関する情報であり、公開することにより、警察の調査に協力していることで謂れのない逆恨みをされるなどにより、当該法人等に不利益を与えるおそれがあることから、条例第11条第3号本文に該当し、かつ、同号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

ウ 条例第11条第4号該当性について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が条例第11条第4号該当として非開示とした部分について、パトカーの走行状況に関する調査に係る経緯、結果及び警察署の判断に関することが記載されていることを確認した。

これらの情報は、〇〇警察署が依頼者から「パトカーの歩道横断方法に対する相談」及び「パトカーの歩道横断方法に関する調査依頼」を受けて実施した調査における警察の捜査の手段、方法、事実等に関する情報であり、公開することにより、警察の捜査手法や交通取締り基準等が推認され、将来の捜査に支障が生じ又は将来の犯行を容易にするおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由があると認められることから、条例第11条第4号に該当し、非開示としたことは妥当である。

エ 条例第11条第6号該当性について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が条例第11条第6号該当として非開示とした部分について、警電（以下「警察電話」とい

う。)の番号が記載されていることを確認した。

この情報は、警察内部の業務専用回線である警察電話の電話番号であり、また当該番号は警察本部のホームページなどで一般には公開していないことから、公開することにより、警察に対して反発や反感を抱いている者からの業務の妨害を目的とした当該番号に対する電話を受けることで業務の停滞につながる等、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営に影響が及ぶことにより、通常業務における連絡や突発的な事案への対応等、警察業務の円滑な遂行を著しく困難にするおそれがあると認められることから、条例第11条第6号に該当し非開示としたことは妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表 1 (開示請求の内容)

開示請求番号 (請求年月日)	請求内容
請求 1 (令和2年11月17日)	令和2年3月12日11時30分から正午(12時)に〇〇市〇〇の〇〇にパトカーが右折進入を目撃したことについて〇〇警察署交通課は「結論は警察本部に連絡してあるので何か質問があれば警察本部に聞いて下さい」との答えその連絡内容が記載してある書類
請求 2 (令和2年12月6日)	令和2年3月12日11時30分から正午(12時)に〇〇の〇〇に〇〇方向(〇〇から出発)からのパトカー1台が右折し進入したことを目撃した。〇〇警察署からこのことについて「警察本部に連絡してある」と連絡を受けました。その〇〇警察署から警察本部への報告書の全部

別表 2 (別表 1 の開示請求に対する実施機関の処分等の内容)

開示 請求 番号	公文書の件名	処 分	処分番号	諮問番号
			決定通知書の日付 及び文書番号	諮問書の日付 及び文書番号
請求 1	パトカーの歩道横断方法に対する相談について(第2報)(令和2年3月27日付け宇交総第151号)	部分開示 決 定	処分 1	諮問 1
			令和2年11月26日 山口交指第456号	令和3年4月21日 山公委(警県)第14号
請求 2	パトカーの歩道横断方法に関する調査依頼について(令和2年3月19日付け宇地第29号)	部分開示 決 定	処分 2	諮問 2
	パトカーの歩道横断方法に対する相談について(令和2年3月16日付け宇交総第38号)	部分開示 決 定	処分 3	諮問 3
			令和2年12月16日 山口交指第491号	令和3年4月21日 山公委(警県)第16号

別表3（審査会が開示すべきと判断した部分）

公文書の件名	審査会が開示すべきと判断した部分
パトカーの歩道横断方法に関する調査依頼について(令和2年3月19日付け宇地第29号)	別表2の処分2で非開示とした部分のうち下記の部分 ・「前文1～3行目のうち1～2行目」
パトカーの歩道横断方法に対する相談について(令和2年3月16日付け宇交総第38号)	別表2の処分3で非開示とした部分のうち下記の部分 ・「前文1～2行目」 ・「1 歩道横断日時」欄 ・「2 歩道横断場所」欄 ・「5 ○○○の状況等」欄2行目

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和3年 4月21日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 3月29日	事案の審議を行った。
令和4年 7月21日	事案の審議を行った。
令和5年 2月21日	事案の審議を行った。
令和5年 3月23日	事案の審議を行った。
令和5年 6月2日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和5年6月2日現在)